

建設業の皆さま 組合に加入しませんか？



組合は皆さまの暮らしとお仕事の安心をサポートします

中 建 国 保

中建国保(中央建設国民健康保険組合)は、1970年に国民健康保険法第13条にもとづき、東京都の認可を受け設立しました。全建総連を母体組合とし、全国29都県に32支部が設置されています。建設業で働く仲間とその家族の健康を守り、安心して医療が受けられるように、建設国保を運営しています。

加入のメリット

所得が関係ない保険料

年齢・仕事の形態・扶養家族の人数で決まります。市町村国保から切替えると保険料の削減が出来る方が多いです。



償還金制度

医療費は1ヶ月の中で1つの医療機関で17,500円を超えた分が払い戻されます。



傷病手当金

保険証を使って診療を受け、お医者さんから仕事を休むように言われた時、休業手当を支給します。

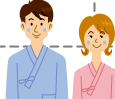


3歳未満の乳幼児は保険料無料



集団健康診断

組合員と20歳以上の扶養家族は無料で受診できます。アスベスト対策として、対象者は専門医が検査をします。人間ドックの場合は補助を行います。



その他の補助事業

- 予防接種の補助(インフルエンザ・高齢者対象の肺炎球菌)
- 介護保険を使った住宅改修への補助
- 保養施設利用者への補助

組合員の声

(A様)外装工

休業補償の申請にあたり書類を揃えていただいたり、書き方を教えていただいたり、大変助かりました。また都度相談にのっていただきありがとうございました。



(B様)室内装飾工

昨年从今年にかけて大病をしました。御見舞金、償還金、その上、休業手当金と頂き大変助かりました。お金の心配をすることなく、治療に専念できました。ありがとうございました。



(C様)建築大工

組合は何か困った時に、相談にのっていただける場所なので有難いです。いつも親切に教えてくださる為、組合があることは心強く思っています。



健康保険料の削減事例

- ①(D様)配管工
一人親方40代、扶養家族なし
年間約600,000円→約260,000円
- ②(E様)電気工
一人親方40代、扶養家族30代、10代2名
年間約800,000円→約420,000円

労働保険

労働者を一人でも使っている場合は、適用事業となります。組合では、加入手続きから労災申請まで全面サポートします。

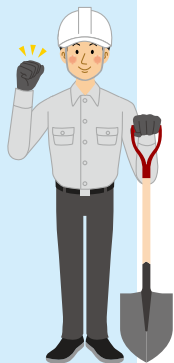


労災保険 特別加入制度

労災保険は、国(政府)が保険給付を行う補償制度です。事業主・一人親方・家族従事者は、基本的には労災保険の対象ではありません。建設業などの一部の職種では、業務実態や災害の発生状況からみて、労働基準法で定める労働者に準じて保護することが認められる中小事業主・一人親方に対して、任意加入への道を開いています。組合では、事業主・一人親方の特別加入ができます。

保険料(例)

- 中小事業主 給付基礎日額3,500円の場合 年間 保険料12,136円+手数料4,000円
- 一人親方 給付基礎日額3,500円の場合 年間 保険料22,995円+手数料2,000円



ケガをした時、治療費は**全額無料**です。

休業の4日目から、平均賃金(給付基礎日額)の**8割**が支給されます。

労災でケガをした時は、申請の手続きを組合が**全面サポート**します。(無料)

組合は皆さまの暮らしとお仕事の安心をサポートします。

建退共 ～一人親方も建退共に加入できます～

建退共は、建設業で働く人たちのために、国によって設立された退職金制度です。

- | | |
|-----------------------------|------------------------------|
| ①国の制度だから安全確実かつ簡単 | ④元請が掛金の一部を補助、公共工事では元請が掛け金を負担 |
| ②現場従事者なら職種を問わず、一人親方も加入できます。 | ⑤掛金は、毎月6,720円、運用利回りは1.3% |
| ③一度加入すれば退職金は通算して計算 | |

講習会・資格取得 ～組合員の資格取得を応援します～

静岡建労は、技能講習登録機関として作業主任者技能講習・特別教育等を実施しています。

【資格取得報奨金制度】

組合員の資格取得による技術・技能の向上、技能者育成を支援する目的として、対象資格を取得した組合員に報奨金を支給します。

建設キャリアアップシステム(CCUS)

組合では、組合員の技能者・事業者登録のサポート、その後の資格や社会保険情報の追加、能力評価制度を活用した技能レベル判定のサポートを行っています。

【CCUSとは】

ICカードで本人を証明し、いつ・どの現場に・どの職種で・どの立場で働いたのか、日々の就業実績を電子的に記録・蓄積します。また資格・講習・技能に関する記録も蓄積されます。これらの情報を元に、技能者の技能と経験が適正に評価され、評価に応じた処遇改善や優秀な技能者をかかえる事業者の施工能力が見えるようにすることを目指します。

全木協 災害協定に係る証明書の発行

静岡建労は、全木協静岡県協会の加入団体として、静岡県と災害協定を締結しています。

希望する組合員には、防災活動に一定の役割を果たすことが確認できる事業所として、経営事項審査において加点ができる証明書を発行します。

法律相談

工事代金の不払いなど、仕事の困りごとに対して顧問弁護士を紹介しています。不払いにあわれた時は、一人で悩まずに組合にご相談ください。



記帳・税金対策

記帳や確定申告について、提携している税理士法人を紹介します。確定申告時に合わせて、所得税、消費税の学習会・相談会を開催しています。

組合に加入するには

静岡県に在住、または静岡県の事業所に勤務する建設従事者であれば、事業主・一人親方・従業員、どなたでも加入できます。
組合費は、毎月3,600円

組合は、建設業で働く皆さまの悩みを相談できる場所となれるように、また病気やケガをした時には安心して治療が受けられるように、組合はいつも皆さまの暮らしとお仕事をサポートします。

ご相談・お問い合わせ先

全建総連 島田支部 / 中建国保 島田出張所
静岡建労 島田支部 / 島田市建築業組合

〒427-0046 静岡県島田市若松町2732-3
TEL.0547-35-4188 FAX0547-37-1445

HP <https://www.shimakumi.com/>

LINE @035ygixv



←ホームページで
保険料をチェック



←LINEからの
お問い合わせは
こちら

